



# 熊本県公報

第 1 2 3 0 9 号

平成 26 年 4 月 22 日 (火)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	1
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	16
○保安林の指定に関する予定	( 〃 )	16
○保安林の指定に関する予定	( 〃 )	17
○保安林の指定に関する予定	( 〃 )	17
○保安林の指定に関する予定	( 〃 )	17
○道路の区域変更	(道路保全課)	18
○道路の区域変更	( 〃 )	18
○道路の区域変更	( 〃 )	18
○道路の区域変更	( 〃 )	19

### 公 告

○国土調査成果の認証	(農地整備課)	19
○土地改良区役員の退任及び就任	(農村計画課)	19
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課)	20

### 正 誤

○平成 26 年 4 月 13 日熊本県告示第 403 号の 3 (高病原性鳥インフルエンザの発生及びまん延を防止するための家きん等の移動の禁止) 中	(畜産課)	21
○平成 26 年 4 月 13 日熊本県告示第 403 号の 4 (高病原性鳥インフルエンザの発生及びまん延を防止するための家きん等の移動の禁止又は制限) 中	( 〃 )	21
○平成 26 年 4 月 13 日熊本県告示第 403 号の 5 (高病原性鳥インフルエンザの発生及びまん延を防止するための家きん等の飼養施設の消毒の実施) 中	( 〃 )	21

## 告 示

### 熊本県告示第 419 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 26 年 4 月 22 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 奥野 3 (206-1-019)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市下
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 奥野 4 (206-1-020)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市下
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項

- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 奥野 6 (206-1-021)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 玉名市下  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 上小田上 (206-1-022)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 玉名市上小田  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 秋丸 1 (206-1-023)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 玉名市下  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 秋丸 2-1 (206-1-024-1)  
 (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
 玉名市下  
 (2) 土砂災害警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 秋丸 2-2 (206-1-024-2)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 玉名市下  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 秋丸 3 (206-1-025)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 玉名市下  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 石原 2 (206-1-026)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市安楽寺、下
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

1 0 唐の平-1 (206-1-027-1)

- (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
玉名市安楽寺
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

1 1 唐の平-2 (206-1-027-2)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市安楽寺
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

1 2 奥野川 (206-2-014)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市下、安楽寺及び玉名郡玉東町浦田
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

1 3 奥野 5 (206-2-015)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市下
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

1 4 上小田上 1-1 (206-2-017-1)

- (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
玉名市上小田
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

1 5 上小田上 1-2 (206-2-017-2)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市上小田
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 16 山部田-1 (206-2-018-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市山部田、下小田、下
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 17 山部田-2 (206-2-018-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市山部田
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 18 石原1 (206-2-019)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市安楽寺
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 19 上小田上-1 (206-1-018-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市上小田
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 20 上小田上-2 (206-1-018-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市上小田
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 21 唐ノ平-1 (206-1-031-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市下
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 2 唐ノ平-2 (206-1-031-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市下
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 3 唐ノ平-3 (206-1-031-3)
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
玉名市下
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 4 唐ノ平-4 (206-1-031-4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市下
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 5 井尻-1 (206-1-032-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市下
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 6 井尻-2 (206-1-032-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市下
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 7 井尻-3 (206-1-032-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市下
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 8 逆川1 (206-1-035)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- (2) 玉名市下  
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 29 逆川2-1 (206-1-036-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市下
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 30 逆川2-2 (206-1-036-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市下
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 31 逆川2-3 (206-1-036-3)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市下
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 32 奥野1-1 (206-1-037-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市下
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 33 奥野1-2 (206-1-037-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市下
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 34 城の下1 (206-1-054)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市下
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 5 上小田上1 (206-2-020)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
- 玉名市上小田
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 6 上小田上2 (206-2-021)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
- 玉名市上小田
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 7 上小田上3 (206-2-022)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
- 玉名市上小田
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 8 上小田上4 (206-2-023)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
- 玉名市上小田
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 9 上小田中 (206-2-024)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
- 玉名市上小田
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 0 上小田下5-1 (206-2-025-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
- 玉名市上小田
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊  
政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 1 上小田下 5 - 2 ( 2 0 6 - 2 - 0 2 5 - 2 )  
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市上小田  
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
(4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 2 上小田下 6 - 1 ( 2 0 6 - 2 - 0 2 6 - 1 )  
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市上小田  
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
(4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 3 上小田下 6 - 2 ( 2 0 6 - 2 - 0 2 6 - 2 )  
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市上小田  
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
(4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 4 上小田下 7 ( 2 0 6 - 2 - 0 2 7 )  
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市上小田  
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
(4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 5 上小田下 8 ( 2 0 6 - 2 - 0 2 8 )  
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市上小田  
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
(4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 6 上小田下 9 ( 2 0 6 - 2 - 0 2 9 )  
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市山部田、上小田  
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
(4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項



- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 7 山部田3 (206-2-030)
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
玉名市山部田
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 8 山部田2 (206-2-031)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市山部田
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 9 石原 (206-2-050)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市下
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 0 唐ノ平 (唐ノ平1) - 1 (206-2-051-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市安楽寺
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 1 唐ノ平 (唐ノ平1) - 2 (206-2-051-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市安楽寺
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 2 平野 - 1 (206-2-052-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市下
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 3 平野 - 2 (206-2-052-2)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市下
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

5 4 逆川 1 (逆川 3) - 1 (206-2-053-1)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市下
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

5 5 逆川 1 (逆川 3) - 2 (206-2-053-2)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市下
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

5 6 城の下 2 (206-2-054)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市下
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

5 7 城の下 3 (206-2-055)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市下
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

5 8 逆川 2 (逆川 4) (206-2-056)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市下
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

5 9 山部田 3 (山部田 5) (206-2-057)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市山部田

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 0 奥野1(奥野8)-1(206-2-058-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市下
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 1 奥野1(奥野8)-2(206-2-058-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市下
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 2 蓑田-1(206-2-087-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市安楽寺
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 3 蓑田-2(206-2-087-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市安楽寺
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 4 染山-1(206-2-088-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市安楽寺
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 5 染山-2(206-2-088-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
玉名市安楽寺
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 6 6 染山-3（206-2-088-3）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市安楽寺
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 6 7 染山-4（206-2-088-4）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市安楽寺
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 6 8 染山-5（206-2-088-5）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市安楽寺
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 6 9 平野（平野1）-1（206-2-090-1）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市下
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 7 0 平野（平野1）-2（206-2-090-2）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市下
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 7 1 平野（平野1）-3（206-2-090-3）
  - (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
玉名市下
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

- 7 2 平野 2 ( 2 0 6 - 2 - 0 9 3 )
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市下
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 3 奥野 2 ( 2 0 6 - 2 - 0 0 4 (人) )
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市下
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 4 石原 (石原 1) - 1 ( 2 0 6 - 3 - 0 1 4 - 1 )
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市安楽寺、下
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 5 石原 (石原 1) - 2 ( 2 0 6 - 3 - 0 1 4 - 2 )
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市安楽寺
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 6 上小田上 1 0 ( 2 0 6 - 1 0 1 1 )
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市上小田
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 7 上小田上 1 2 ( 2 0 6 - 1 0 1 2 )
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市上小田
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 8 上小田上 1 4 ( 2 0 6 - 1 0 1 3 )
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- (2) 玉名市上小田  
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 9 蓑田 2 ( 2 0 6 - 1 0 1 4 )
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市安楽寺
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 0 蓑田 3 ( 2 0 6 - 1 0 1 5 )
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市安楽寺
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 1 奥野 4 ( 2 0 6 - 1 0 1 6 )
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市下
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 2 奥野 5 ( 2 0 6 - 1 0 1 7 )
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市下
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 3 奥野 6 ( 2 0 6 - 1 0 1 8 )
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市下及び玉名郡玉東町浦田
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 4 上小田上 1 1 ( 2 0 6 - 2 0 0 5 )
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市上小田
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 次の図のとおり  
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 5 上小田上 1 3 ( 2 0 6 - 2 0 0 6 )
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市上小田
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 6 上小田下 1 5 ( 2 0 6 - 2 0 0 7 )
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市上小田
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 7 上小田下 1 6 ( 2 0 6 - 2 0 0 8 )
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市山部田、上小田
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 8 山部田 4 ( 2 0 6 - 2 0 0 9 )
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市山部田
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 9 平野 3 ( 2 0 6 - 2 0 1 0 )
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市下
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 0 平野 4 ( 2 0 6 - 2 0 1 1 )
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市下
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 9 1 唐ノ平2（206-2012）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市安楽寺
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 9 2 染山2（206-2013）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市安楽寺
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 9 3 奥野7（206-2014）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
玉名市下及び玉名郡玉東町浦田
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第420号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成26年4月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市坂本町百済来下字夏木2821番1、2821番2、2822番1、2822番2、2841番1、2847番

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第421号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成26年4月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市坂本町鮎婦に字杉ノ元962番

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件



- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字杉ノ元962番（次の図に示す部分に限る。）
  - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県南広域本部八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第422号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成26年4月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市坂本町川嶽字明神谷3491番、3503番、3505番、3512番、3513番、3516番

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字明神谷3491番・3503番・3505番・3512番・3513番・3516番（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）
  - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県南広域本部八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第423号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成26年4月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡五木村甲字椎葉6406番2、6406番3、字平沢津6488番4

- 2 指定の目的 水源の涵養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県南広域本部球磨地域振興局並びに五木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第424号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成26年4月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市泉町栗木字廣川間5956番、5957番、5968番から5970番まで、5971番1から5971番3まで

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字廣川間5956番・5971番1・5971番2（以上3筆について次の図に

示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第425号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年4月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年4月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡牛深線	天草市深海町字二反田 1685番1地先から 同所 1659番地先まで	前	3.7 ～ 16.0	273.7	旧道引継
				8.1 ～ 48.9		
		天草市深海町字二反田 1685番1地先から 同所 1659番地先まで	後	8.1 ～ 48.9	205.0	

2 区域を変更する期日 平成26年4月22日

**熊本県告示第426号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年4月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年4月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	河内上津浦港線	天草市有明町上津浦字通山 500番9地先から 同所 507番4地先まで	前	9.9 ～ 20.4	34.0	仮設道路の撤去
				後		

2 区域を変更する期日 平成26年4月22日

**熊本県告示第427号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年4月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年4月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	越小場湯 浦線	水俣市越小場字西越 6 0 3 番 2 地先から 水俣市越小場字石原 4 4 8 番 1 地先まで	前	6.8 ～ 8.6	58.6	単橋改 (仮設 道路の 設置)
			後	6.8 ～ 8.6	58.6	
				5.2 ～ 9.1	65.0	

2 区域を変更する期日 平成 26 年 4 月 22 日

**熊本県告示第 4 2 8 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 26 年 4 月 22 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 26 年 4 月 22 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	辛川鹿本 線	合志市上庄字平町 2 4 9 9 番 2 地先から 合志市上庄字鹿毛ノ又 2 4 8 4 番地先まで	前	4.0 ～ 11.7	356.0	単道改
			後	8.9 ～ 21.9	356.2	

2 区域を変更する期日 平成 26 年 4 月 22 日

**公 告**

**熊本県公告第 2 2 7 号**

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第 4 項の規定により公告する。

平成 26 年 4 月 22 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認 証 年 月 日
菊池市	平成 24 年度から 平成 25 年度まで	西寺及び深川の各一部	地籍図及び 地籍簿	平成 26 年 4 月 1 1 日
	平成 24 年度から 平成 25 年度まで	下河原の一部	地籍図及び 地籍簿	平成 26 年 4 月 1 1 日
	平成 24 年度から 平成 25 年度まで	原の一部	地籍図及び 地籍簿	平成 26 年 4 月 1 1 日
水上村	平成 24 年度から 平成 25 年度まで	大字湯山の一部	地籍図及び 地籍簿	平成 26 年 4 月 1 1 日
	昭和 61 年度から 平成 25 年度まで	大字岩野の一部	地籍図及び 地籍簿	平成 26 年 4 月 1 1 日

**熊本県公告第 2 2 8 号**

菊池郡大津町に事務所を置く迫井手土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定

により公告する。  
平成26年4月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	光永 徹	菊池郡大津町大字岩坂99番地
理事	宮本 武夫	菊池郡大津町大字岩坂144番地
理事	江藤 国治	菊池郡大津町大字岩坂780番地
理事	埋田 篤郎	菊池郡大津町大字岩坂651番地
理事	前田 敏夫	菊池郡大津町大字岩坂341番地3
理事	前田 徳広	菊池郡大津町大字岩坂559番地
理事	甲斐 恭二	菊池郡大津町大字岩坂522番地
理事	江藤 忠一	菊池郡大津町大字岩坂1310番地
理事	村上 秀隆	菊池郡大津町大字中島83番地1
理事	中村 堅	菊池郡大津町大字中島79番地
理事	合志 幸治	菊池郡大津町大字中島58番地
理事	西本 政弘	菊池郡大津町大字中島31番地
理事	荒牧 佳志子	菊池郡大津町大字室364番地4
監事	埋田 雅文	菊池郡大津町大字岩坂159番地
監事	緒方 敏治	菊池郡大津町大字岩坂581番地
監事	元田 孝文	菊池郡大津町大字中島102番地
監事	荒木 繁徳	菊池郡大津町大字中島178番地1
就任		
理事	光永 秀徳	菊池郡大津町大字岩坂104番地
理事	坂本 学	菊池郡大津町大字岩坂792番地
理事	江藤 省二	菊池郡大津町大字岩坂773番地
理事	江藤 梅雄	菊池郡大津町大字岩坂762番地
理事	志賀 章一	菊池郡大津町大字岩坂656番地
理事	緒方 章	菊池郡大津町大字岩坂580番地
理事	前田 徳広	菊池郡大津町大字岩坂559番地
理事	江藤 忠一	菊池郡大津町大字岩坂1310番地
理事	村上 秀隆	菊池郡大津町大字中島83番地1
理事	中村 良一	菊池郡大津町大字中島68番地
理事	大田 黒 祐一	菊池郡大津町大字中島45番地
理事	合志 辰章	菊池郡大津町大字中島37番地
理事	荒木 富士則	菊池郡大津町大字中島32番地
監事	渡辺 守行	菊池郡大津町大字岩坂619番地
監事	甲斐 徹也	菊池郡大津町大字岩坂529番地
監事	合志 文夫	菊池郡大津町大字中島62番地
監事	中村 和彦	菊池郡大津町大字中島171番地

熊本県公告第229号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年4月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
（2-2工区）  
宇土市花園町花園台433番1の一部  
17,034.02平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市中央区水前寺六丁目44-11  
ひのくにレイクサイド開発企業体

正 誤
-----

平成26年4月13日熊本県告示第403号の3（高病原性鳥インフルエンザの発生及びまん延を防止するための家きん等の移動の禁止）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
1	18	球磨郡多良木町	球磨郡郡多良木町

平成26年4月13日熊本県告示第403号の4（高病原性鳥インフルエンザの発生及びまん延を防止するための家きん等の移動の禁止又は制限）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
1	22	球磨郡錦町	球磨郡郡錦町

平成26年4月13日熊本県告示第403号の5（高病原性鳥インフルエンザの発生及びまん延を防止するための家きん等の飼養施設の消毒の実施）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
2	37	球磨郡錦町	球磨郡郡錦町